

水田二毛作の村

分木、印杭 用水は通じた。これを公平に分配しなければならぬ。分木、印杭は井流の口に設けられ、用水分配を公平に規制するものである。故老に訪ねると、男柱、笠木、水分によって井流の口ができていたという。分木、印杭はこれらのどこかに取り付けられたのであろうか。長い歴史のなかに風化していく言葉であるが、後述のように重要な意義を持っていた。弘岡井筋の場合四つの大きな支線に分れたので、その支線の起点になる小田井流、川窪井流、北川井流、南川井流には、それぞれ分木、印杭が設けられていた。「弘岡志企」に、

井下申合せ始末書

一、去る巳年井末東諸木村へ用水大不足に相成、粒毛干損に及ぶ場所もこれある趣、当春水留めに付、井下村々出会い井筋居上げ候場所方示談、其の上小田井流見合せ候処、戸閉詰め横木高さ三寸にて御座候に付、南井新川外井流にもこれあるや見合せ候処、右閉詰め横木これなく、然るに小田井流先規より有来り候。□然れども印杭右横木を引合せ候ては、三寸の高さに御座候に付、先ず心見として取除き申すはずに示談相決し、井流方より願出で御聞濟に相成り、此の度右横木御取除け仰付けられ、井下一同用水不足の儀に候へば申すに及ばず、万一北井え行届き南井不足に候時は、戸前を以て融通仕るはず、仍て後日の為の始末書件の如し。

安政五年閏正月廿一日

弘岡上ノ村庄屋代 喜八郎

同 中ノ村庄屋 楠之丞

同 下ノ村庄屋 高橋甚四郎

西分村庄屋 儀之助

西諸木村庄屋 下村文九郎

東諸木村庄屋 堀内長平

甲殿村庄屋 茂右衛門

秋山村庄屋 森本源五郎

森山村庄屋 黒岩泰助

弘岡井役人

生方亀次郎殿

北岡良助殿

右の史料もなかなかわかりにくいのが、用水路開通によって、水田化が進んだとしても、問題がけっしてなかったわけではなく、井下村々すなわち諸木、甲殿方面には用水不足が日照りの夏にはしばしばであった。その度「通水」と呼ばれた水の利用が行なわれた。「門田益穂日記」大正十一年には、

六月二十日、甲殿野本氏来り通水の件依頼に来る。依て森山村に行き役場に交渉し、本夜より通水する様取計い、夫れを松田善美及び野村次郎吉を雇い夜間勤務せしむ。告示を森山村より秋山村迄貼付せしむ。

この少し前にも

六月九日、諸木根本谷、北行く溝水かゝらず非常に困難せりと、西分以東通水する事と定め告示(略)、諸木に行き検するに、水路に不取締りなるを以て、至急改築を役場に申告し置き(略)。

この大正十一年(一九二二)は干魃の年のようである。「通水」とは、上流の弘岡、森山方面が用水を引くことを一、二日止め、下流諸木、甲殿方面に送水することであって、井下村々のために上流が我慢する仕組みであって、

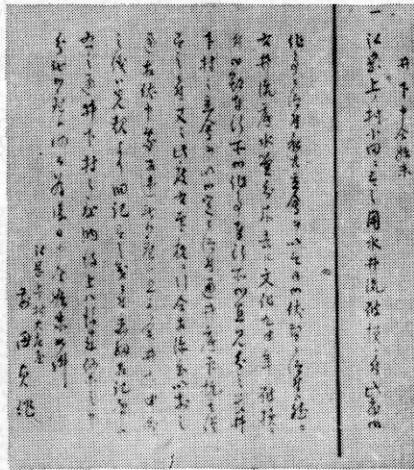
近世は藩の權威を背景に井奉行の責任で行なわれたが、近代は水利組合の常設委員がその責任者であった。「通水」のような用水路網の全体にわたるもののほかに、これに併行して「番水」とよばれる各井筋での水の配分もあった。西諸木の門屋彦馬、土居寿巳両氏よりの聴込みによれば、ここでの「番水」は「水口の田圃から順次に水を入れるのであって、一筆毎に一応行き渡れば下へ移る」仕組であった。全水路のコンクリート化によって、近世以来のこれらの水利慣行も多くは昔語りになったようである。

少くは話の岐路にわたったが、前出史料は、こうして井下村々が用水不足に苦しんだことを理解しなければならぬものである。井下村々としては、なるべく多くの水を下流へと願うが、この時北川―諸木井筋と南川―甲殿井筋がもっとも上流と深刻な対立を生じ易い。川窪井筋と新川の北川井筋とは、どちらかといえば灌漑面積も狭く、しかも上流に位いするので諸木、甲殿方面ほどではない。結局は北川―諸木井筋では、小田井流からなるべく多くの水を求めたい。南川―甲殿井筋はこれに反対というのである。小田井流にしたがって両者の対立は集中する。そこで小田井流には「戸閉詰め横木高さ三寸」と分木が設けられ、それより低く井流底を下げてはならないとする。ある意味では井下に当る南井―新川外井流に「閉詰め横木これなく」は自然であって、ここでは弘岡井筋本流の最末端として、全水流を最終的に呑み込むはずである。もし諸木方面に通水するために、本流を調整するとなれば、小田井流の付近で仮堰で調整できるはずでもあった。

ところで前出史料によれば、小田井流改築工事に当って、「閉詰め横木」―分木と「印杭」の差三寸があり、したがってどちらを基準にするかについて議論が分れたが、結局「印杭」が基準となる。これは実は文化九年（一八二二）の同様小田井流修理の申合せ「弘岡志企」に、「右水盛分木前方御郡奉行所御直見の節、井下一同立会い相定る印杭井底に其の俣これあるに付、又々印杭相済打申す所相違御座なく」とあることから、印杭が基準と

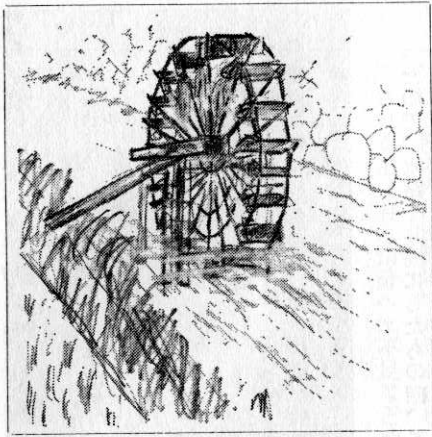
されていたからであろう。しかしながら文政五年（一八二二）の修理には相当もめていられるので、閉詰め横木を主張する者も少なくなかったはずであって、結局は秋山、甲殿方面が妥協したと考えられよう。「万一北井え行届き南井不足」の時には、小田井流「戸前を以て融通」の但書は妥協の産物である。用水はありがたいが、このように井下と上流、あるいは両井下の末端では利害の対立することがあった。たがいにやかましくい、とくに下流を優先させてその利益を守ったことは、正義の要求―公平の主張で古代以来の水利慣行―「夫れ水を引いて田に灌ぐ皆下より始む」―と考えられるものである「日本古代用水史の研究」。

その後約十五年をへた天保九年（一八三八）にも、小田井流を修理した記録がある「弘岡志企」。この時も井下九カ村庄屋の連名で「井下申合せ始末」を書いたが、それによれば「用水井流破損に付、此の度御作事に仰付けられ、私共立会いを以て今日御伏替仰付けられ候。然るに右井流底水盛分木去る文化九申年破損に付、御奉行



「井下申合せ始末」(弘岡志企)

所、御作事奉行所御直見分の節、井下村々立合いを以て御定め仰付られ候通、井底印杭其の俣これあるに付、又々此度右印杭に引合せ相済し置き、以前の通り相伏せ申す処相違御座なく候」となっている。この時も「印杭」を基準にしている。分木は横に水平に敷いたので傷みややすかったのであろうか。文化九年（一八二二）の例もあり、また前出の「心見」^(試)としてやったことが、別段都合がなかったの、それが規定となっている。とにかくこの場合にも「井下村々納得致し」と記しているのが注意され、封建制下にも、納得―了解が問題処理の重点となっていることがわかる。



水車 (前田薫氏写)

水利権のように、慣行を中心に動くものであっても、当初は合理的な理解の上に立って納得したものである。このように分水のための井流は水利の要として注意され、したがって井流底の高さの基準となる分木や印杭は、井流の要であった。もしこの分木や印杭がない場合、あるいは前出史料のように分木や印杭があっても、高さに差違のある場合等早速に悶着となるものである。左に同じく「弘岡志企」から、分木あるいは印杭等これに準ずる基準のなくなった井流の修理について、困却した場合を見ることにしよう。

中井頭井流、弘岡三方村、森山、秋山、甲殿用水なり。

長 四間

証文 井下申合始末の事。

弘岡上ノ村にこれある中井頭井流、今八月三日洪水に付破損に相成り、仍て右御普請奉行所云々（文化九年前出に同じいで略）、然に右水盛分木御座なく井流床底土相見候えども、規矩に相立てがたく、仍て右井下詮議の上、中原井流底板より三寸下りに相極め、分木相立申す所相違御座なく候。尤も分木御座なく候に付、向後中井頭井びに中原井流右両井筋用水取り指聞え申し候時は、中井頭伏替え申すべく候。依て後日のための始末件の如し。

(日付欠)

弘岡上ノ村庄屋代 楠瀬宗四郎
同 中ノ村庄屋代 義右衛門
同 下ノ村庄屋 田宮小八郎
森山村作配役 高野留平
秋山村庄屋 甚之進
甲殿村庄屋 茂右衛門

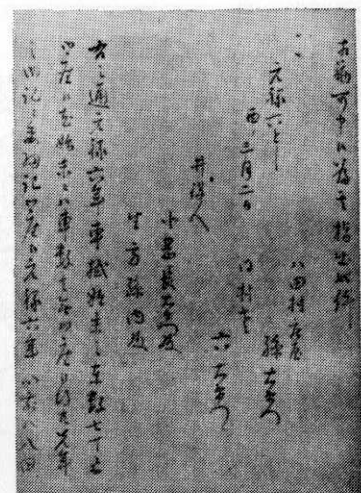
生方孫次郎殿
北岡良助殿

同書はこれについて川窪井流—中井頭井流と、下流の才川岸井流が洪水に破損、分木流失の修理についての記録をあげる。それによれば「井流裏に有る分木と覚しき杭」を基準に水盛、新分木を据えたところがあるが、この場合にも将来下流用水に過不足が生じた時は、「井下一統立合いの上詮議」をすることを、前同様井下村々庄屋が約束する。

水量は用水路の下流において激減する。干損を怖れた村人たちの注意は、井下村々にとくに激しく、その注意が井流底の高度に集中し、そこに定められた分木、印杭が、この問題の核心となる。兼山の時代どのようにして分木、印杭が定められたのか、今は知る由もないが、おそらく当時の技術の最善を尽して公平を期したものであろう。もちろん分配の公平と水の絶対不足とはまた別の問題であって、水の不足の場合の対立はさげられなかったが、公平が慣行として守られる時、上、下流の対立はある程度緩和ができ、共同体の団結は守られたのである。

り、また公平が責任者の立ち合い、話し合いの方法によって保たれたことは、今日的にも意味のあることであろう。

水車 大正の中頃、少年時代の筆者は度々当時の弘岡上ノ村を訪ねた。才川岸で仁淀川板橋続きの県道から弘岡井筋沿いの村道にでる。村道に沿うて用水の上手に行くともまなく川窪井流である。この付近にいくつかの水車がのどかに廻転していた。板が水をせくので、車は廻る。取り付けられた十ほどの小桶が、車の廻るにつれて傾むいて中の水を水平にした樋に落とす。落ちた水は樋に直交する別の樋で道ばたの溝に流れこみ、やがて田圃に灌ぐのであ



八田村水車起源 (弘岡志企)

た。車が廻って小桶が傾むくと、水はさっそく落ちはじめるが、その時うまく樋が受けるのと、かなり樋の外にこぼれるがあった。何か少しむだになっているなど思われたこともあった。こうした水車も、今はもうまったく弘岡井筋には見られなくなった。昭和初年の電化のなかで、揚水ポンプに切り換えられたからである。弘岡上行当の中島林造氏は語る。

水車は竹、松材の軸、松板、杉桶、車かずらを材料にして、車の必要なものがめいめい作る。もっとも実際は二人役位の労力であ

ったので、水路を共同にしたもの四、五人で作れば朝はじめてものが、晩にはちゃんと動いて水は通る。冬間必要のない時は材料は乾かしておくので、問題になるのは車かずらである。これは毎年取り換える。車かずらと呼んだが山ぶどうの蔓らしい。昔は山役人からこのかずらを取ることを許されていたので、近郷の山に求めたが、後にはかずらも少なくなったので、これにはひと苦労した。遠く高岡郡の桐見川(越知町)、あるいは同郡浦ノ内(須崎市)、久礼(中土佐町)等へさがし求めていった。冬の間に入手に入れておかないと、春になって山が木立の繁みで暗くなると蔓がわからなくなった。

車の構造で専門的な部分は中心の軸で、これは松を材料に大工に頼んだ。この軸から矢木が多いので二十四、少ないので十六対出る。それぞれにせき板がつけられ、それらの矢木、せき板をからめるのが車かずらであった。このかずらは丈夫で狂いがなかったからである。

終りに氏は、「このかずらが一番苦手であった。共同の場合各自責任額もきめてあった」と語ったあと、「この車も行当の切抜の戸を閉めることが遅れると無惨に流された。明治の終りや昭和のはじめにも多くの車が流されたことがあり、ついにポンプに代ってしまっただ」と結んだ。

一体この揚水用水車は、いつから設けられたのであろうか。春野地方の場合、もちろん野中兼山の弘岡井筋建設後である。弘岡井筋はできたとしても、上流地域には、案外水掛りの悪い所があった。用水面が水田面より低い。自然のままでは用水はかからない。甲殿、諸木とはまた別の悩みがあったものである。弘岡井筋成就の前から、おそらくこの問題は予知されていたのであろう。したがって最初は水を人力で汲んだのではなからうか。あるいは兼山は当初から車を導入したのであろうか。今は知る由もなくなったが、とにかく人の力で汲みあげることは無理である。すでに先進地域には、室町時代から灌漑用の水車、踏車が普及していた。土佐でもたぶん兼山存生の頃から水車ははじめられたのであろう。

右の水車導入の時点を考える参考になるのは、「弘岡志企」の左の記事である。

一 札

一 弘岡井筋の内八田村にて水車を掛け、水取り申す様に仰付けられ下され候えと、各々より相断り申し候えは、御掛けさせ下される由、若水田分へ水不足など仕るか、又は御材木通しの障りに罷成り候はゞ、何時成りとも車上げ申すべく候。其時各々より御浦み申すまじく候。扱又車を掛け水取り申す内は、新水田井関繕い普請等の義、井下新水田並に何時にても相勤め申すべく候。其のため指出件の如し。

元禄六とし

酉ノ三月二日

井役人

北岡 長右衛門 殿

生方 孫 内殿

八田村庄屋 孫左衛門

同 村 老 六右衛門

右の史料で車を取り付けた八田村(伊野町)は、弘岡井筋の上流にある。用水によって何の恩恵も受けないとこ

ろである。藩は米の増産と住民の不満解消の二石二鳥を狙って、水車を許可したものである。元禄六年（一六九三）とは重要である。八田村の人びとは弘岡方面の水車を見て、これが欲しいと考えたに違いないと思われるので、元禄のはじめ、すでに弘岡では水車が堂々と使われていたのであろう。この点からも兼山存生の頃から開始と考えたいものである。

ところで前述したように、水車は主として弘岡上地区にあった。これは井筋の流速、水量が条件を満足させるうえに、前述水田が高かったからである。「弘岡志企」には、「私共車札場より小田井流上まで六ヶ所向い合せ」文化十三年（一八一六）願書、また「小田井流より下私共車を以て井水取り仕り」年月日のない願書、また「サイカシ板橋下に車懸け」文化十三年（一八一六）始末とあって、藩政末期には小田井流を中心に、三カ所車の多い所があったようである。しかしながら三つの史料を読み比べると違いがあつて、最初の車は札場から小田井流までの間に掛けられたものであつた。すなわち

一私共車札場より小田井流上まで六ヶ所、向合せ関通し相成らざる段仰聞され候所、去る頃洪水の節、札場堤大破に及び、夥しき川堀れに相成り、車延違い仕り候ては廻り申さず迷惑仕る義に御座候。右場所限り前々の通り此度も指置かれ候段仰聞かされ、尤も広台なる関方相成らず、井水用不足の節は御作配の通、何時にても差聞えなく取除き方仕り候様、仰聞かされ畏み奉り候。仍て召置かれる始末件の如し。

文化十三年子四月廿二日

百人組合 十三人 連判

弘岡上ノ村庄屋 楠瀬六右衛門殿
同 村 老 安部新内殿
同 源 助殿
同 勘右衛門殿

右之通に御座候。以上

庄屋代

楠瀬宗四郎
老 三人

生方孫四郎殿
北岡良助殿

これによると、この区域の水車を利用して田に水を引いた者は百人ほどであつて、後述でも問題になる、車を能率的にするための関(堰)も「前々の通り」許可されている。この地域こそ兼山構築当初から車を据えたところであらう。これに対し、小田井流下手の場合「小田井筋車場御定例これなく、井下村に用水取汲み用の場所ともこれある義」と車を懸けることを禁止されたが、「右場所の義は高地にて汲上げ候義迷惑仕る義」とやっと許されている。また才川岸でも同様に、「車懸け関立用水取り御定例これなく」と禁止されたのを、「高地にて汲上げ用水取迷惑仕る義」と愁願して許されているからである。

一体田圃が高く井筋の水面は低い水はある。のになぜこのように水車懸けを制限したのであろうか。ここで前項の井下村々の干水への恐怖を想起しよう。水車をかければ、ことに水車の能率を高めるために、若干の関(堰)を車台に設けるとなれば、下流への水の流下は制限を受ける。それが井下村々の反対を呼ぶことになる。前の史料でも車は致し方ない許すが、「少々にても関(堰)の儀相成らず」あるいは、「少しも関立て申す儀相成らず」と誓わせているのは、すべて「井下水不足」を警戒したからである。なお舟筏通航の問題も別にあつた。

その点で印象的なのは、井下九カ村とは別に、恩恵的に許可した八田村の車であつて、「弘岡志企」には宝暦十三年（一七六三）文書をあげて、この問題の悶着を伝えている。抄出すれば「弘岡井筋干水の節は、八田村水

車差間に相成る由を以て、井下村々より車御指除け下され度段願出で候に付、此段御詮義の上、車は尔来の通り御差置き仰付けられ候えども、井下水不足の節は車（地）閑（地）残（地）らず取除き、村々差聞えに相成らざる様に仕るべき旨、仰聞され畏み奉り候。且つ車閑掛けはづしの儀は、井役人衆御作配致され候様に仰付けられ候に付」と藩は裁定を下して、八田村の人びとを納得させている。藩としては米作第一の方針であったからであるが、しかしながら八田村の人びとにとっても、車による水の利用はすでに権利になっている。もちろん水田となった部分については高い年貢も払っている。車の権利は守りたいはずである。井下村々九カ村として団結し、八田村には負担をかけるない反面、水利権を与えず、井下干水の時、遠慮なしに恩惠的な八田村水車の撤去を要求するという立場は、近世から近代まで取り続けられたが、問題は簡単ではない。用水は事実八田村を通っているからである。藩が公平な裁定に苦心した事情も理解できる。なおこの問題は明治にも及び、八田村では井下村々からの激しい抗議運動が展開、ついに両者が水車を挟んで激突、八田村からは逮捕者を出したうえ、裁判にもかけられる。この点については、改めてさらに近代編でふれることにしよう。筆者は、余りにも用水路あるいは水車に拘泥しすぎた感があるが、漫々と漙えて流れる現在の弘岡井筋の恵みが、いかに歴史の重みを持っているかを伝えたかったからである。

以下項を改めて用水がどのように村々の農業を変えていったかを考えることにしよう。

水田の村 「弘岡志企」には、前にあげたように、

本田高 八千五百六拾石式斗九升（八五六町（ha））
 内五千百石式石壹斗式升壹合也（五一〇町（ha）） 新水田

とあって、野中兼山の弘岡井筋の建設によって、本田地高の六十パーセントに当る、地検帳に畑とあった仁淀川
 の自然堤防は、弘岡堤の外側の一部をのぞいて、ほとんど完全に水田化したものである。これは井下村々の農業経営を一変させずにはおかないものである。すなわち畑作中心の村から水田中心の村へである。弥生時代農業が開始されて、村の生活が発達を始めてからの画期となるものであって、まさに春野の歴史を中間で二つに区分するものである。

前述したように、長宗我部氏支配当時の春野地方の農業は、畑作中心であったために、山根地方に水稲が作られはじめて、二千年に近くなじまれた低湿地の水田が、一方では相変わらずつづけられたが、もちろん春田として、冬は湿田の多くには水が漙えられて休閑となる。今日も谷間の水田にその姿を見ることが出来る。生産力はけっして高いとは云えないが、畑作時代にむしろこうした低湿地水田の評価は高く、たとえば「喜津賀西分地検帳」に、

江ナガラノ同シ本ハ一反地今成分
 一所卅九代五歩上々
 遠田村 山本□介給
 西分 新善名

これに隣った多くの田は上または上々であるが、これは低湿地の安定した灌漑が米の豊作を約束したからであって、冬作を加えた高い生産力の評価ではないと思われる。したがって、同じ地検帳の西諸木村に当る所では、

竹ノハナ北本壹反地
 一、四十式代四分下畠
 西分 塩田 新左衛門 給

以下多くは下畠、下々畠とあって、いずれも自然堤防地域である。これらの畑地は、もちろん現在では灌漑によって豊かな生産をあげ、冬はビニールハウスに覆われる。それこそ上あるいは上々の田圃である。さて弘岡井筋の幹線から、別かれた支線の最末端まで水がとどき、自然堤防の畑地が、すべて水田となったの

はいつの頃であろうか。記録の伝えるものが今のところない。それはとにかく畑地が水田となったことによって、その評価は百八十度転換する。下畠や下々畠であったところが上田になる。かつて上田であったところは下田にもなる。営々、黙々と働いた人びとによって、用水建設の仕上げがおこなわれ、水田の村は生まれる。そしてまず米と麦とは結合して米麦二毛作が成立する。これによって、年貢米増徴という藩の要求は達成される。前記「弘岡志企」によれば、五百町(ha)の水田が生まれたので、一反(10a)一石五斗の収穫として七千五百石の米が生産され、年貢米としては一反に付七斗として三千五百石が確保できる。もちろん畑地でも年貢があったが、多くは一反につき三斗程度であったので、その差は大きく、増収分は反当四斗、五百町としては二千石が増収されて藩倉は豊かになる。農民の手許にも反当八斗計四千石は留保できるが、これはまったく新たに生産されたものであって、豊作の年はこれをさらに上廻る収穫も不可能ではない。これらの、いわゆる作徳米によって、多少は村人たちの生活も向上したが、やがて地主深瀬氏が成長することについては後述しよう。

ところで米と麦とが結び付いて、二毛作がこの地方に一般化することについては、米の増産を超える、農業技術の改善という大きな意義があるのであって、かつて、大正時代から昭和初期にかけての春野地域の農業経営を讃えて、高知県のデンマークと呼んだが、まさに高知県のデンマークは、この時点で米と麦との二毛作体系の成立をもって開始するとしなければならぬ。もちろん弘岡井筋開通以前にも、畑は多角的に利用されていたのである。寛永五年(一六二八)成立といわれ、伊予国宇和島(市)郊外の農業経営等を示す「清良記―親民観月集」⁴には、すでに水田の一部は米、麦と二毛作になるとともに、畑地も麦、蕎麦、麻、豆類、稗等が二毛作としてかなり多角的に経営され、日本的ないわゆる集約農業は室町時代成立とされている。早いところでは鎌倉時代以来一部で田に麦が作られ、米、麦二毛作になっていたが、春野の場合、米を作る田は長い間湿田であった。実際こ

の湿田の乾田化にどれほど多くの労力と資金を費やしたのであろうか。大正期以後の耕地整理事業として後述するところであって、水田はまったく米一辺倒であった。そこに米と麦との二毛作が成立した時、米は年貢として半分以上納めたとしても、麦と相まって食料の自給性を高め、農村を安定させる。近世三百年、不作に見舞われながらも、一揆のなかった農村生活の基盤が作られたものである。

ところで米と麦とを二毛作とする時、地力の消耗という切実な問題が起ってくる。米だけである時、地力の消耗は比較的少なくてすむが、麦は肥料を食うという。藩が一旦米作地として春野を認めたとすれば、米作第一であり、したがって麦を作るとなれば、米の収穫を落さない努力が要請されよう。「土佐藩農業経済史」平尾道雄には、宝暦十年(一七六〇)の香美郡赤岡村(町)農民新兵衛の上書がある。それによると「恐れながら御田地御大切に仕り、稲作麦作仕道申上げ奉る」として、米、麦二毛作の注意を述べる。地力を衰えさせないことが肝要であるとし、稲の刈り取り後―秋の彼岸前後から冬にかけての耕地の管理に注意する。また麦を早く刈って、稲を植えることが大切であるとする。また麦のうち「餅麦、伊予はだか麦、雪の子麦、しょうはん麦、やはす麦」は稲作にさわりがなく、「京清麦、りう久麦、東岡はだか麦、徳三郎麦、紅葉色はだか、萱麦」も世間でいっほどこに稲にさわりはない。もっとも「小麦跡は三ヶ年稲に毒仕り痛みに相成る」と注意し、小麦跡は反当米一石六斗のものが、その半分の八、九斗の収量となると警告している。米を第一とした時代の農民を指導した、いわゆる老農の苦心の経験である。

こうした麦作による地方消耗に対して、どういう解決策がとられたのであろうか。まずすべての水田の裏作に麦を作るのではなく、その約半分に麦を作って交代させる。つまり水田は一年一作と二年二作が半分ずつ組み合わせとなる。もちろんずばぬけて地力のあるところでは毎年麦を作りはしたが、そんな田地はまったく稀であった。

こうした用意はすでに「清良記」にも見え、一町(ha)の水田の中で約三反(三〇a)を麦地としている。しかも麦地には非常に肥料が必要である。かねて堆肥を準備し、麦跡にこれを散らしてかき込む。そのあとに田植である。もちろん麦のためにも前年秋冬麦の中に堆肥を入れ、また肥かけもする。幕末のころであるが「吉良宅快日記」「吉良家文書」には、「麦の中」として麦の手入れの記事が多く、夏間の田の草取り同様に忙しい農作業の一つになっている。また近世農業の伝統のまだ強い明治末期、田植の前の忙しいなかで麦跡に堆肥を入れる作業を、克明に門田益穂は書き残している「門田益穂日記」。

こうして地力を衰えさせないための努力は、堆肥に集中したので、当然のことながら牛馬の飼育と草刈りが問題になる。少し後であるが寛保三年(二七四三)の「土佐国郷村帳控」によれば、春野地方にはつぎのような農家と家畜があった。

村名	戸数	牛	馬	計	一戸当り頭数
内谷	九〇	〇	六〇	六〇	〇・六七頭
東諸木	二三〇	一〇	一〇九	一一九	〇・五二〇
西諸木	六六(?)	九	三九	四八	〇・七三〇
吉(芳)原	一五二	五	九五	一〇〇	〇・六六〇
西分	二二三	一九	一〇八	一二七	〇・五九〇
秋山	一七六	六	一一三	一一九	〇・六八〇
甲殿	七八	二八	一三	四一	〇・五三〇
仁ノ	一六七	二二	七七	九九	〇・五九〇

西畑	一〇〇	一	六一	六一	〇・六一〇
森山	二八五	八	一三三	一四一	〇・四九〇
弘岡上	三二五	一	一八二	一八三	〇・五八〇
同中	一九四	六	一二六	一三二	〇・六八〇
同下	二二六	一〇	一三〇	一四〇	〇・六五〇
集計	二、二八二	二五	一、二四六	一、三七一	〇・六〇〇

平均一戸当り約〇・六頭であって、この普及率は村人たちの堆肥、厩肥への強い関心を語るものである。牛馬一頭の代価は大体米三石相当であった。米三石の余剰はけっして容易ではない。節約に節約をもって買い求める。とくに馬には病死の危険が多かった。馬焼きという一種の病氣予防法が、近世では村々に行なわれて重要な年中行事にもなっていた。それでも死ぬ。苦心の結果やっと手に入れたものである。近世の農村に多かった頼母子講―衆儀講にも、馬の講が多かった。不幸馬を死失させた人を救う相互扶助である。こうして馬を求めそしてその厩肥をもとにして堆肥を作る。

後述のように文化十四年(一八一七)朝倉村(高知市)の肥草山で、弘岡三カ村の農民たちと、朝倉村農民との間に肥草山の利用を挟んでの衝突があったが、牛馬を飼えば当然飼料の青草がある。当時藩は荒倉山を藩の狩場として、いわば御留山として農民の立入りを禁止している。そのうえに畑地が水田化するとなれば、とくに弘岡の人びとは草に不自由する。弘岡下の小川まき子氏らよりの聴込みによれば、弘岡下とくに堀池の人たちは、「よい草とよい娘とは見置きがならん」と言い伝える。目についたときすぐ草なれば刈れ、娘なれば嫁に貰えというのである。草に困った人びとの心情がよくわかるのである。荒倉山上の村堺をこえて、藩が朝倉村の中に、

弘岡三カ村農民の入会権を認めたいのはいつからであろうか。その起源はわからないとしても、この草の不足も大きな原因の一つである。「門田益穂日記」「門田家文書」明治三十五年（一九〇二）によれば、八月中ほとんど毎朝のように「朝草」を刈っている。八月は比較的農作業の隙な時であるが、多忙な他の月でも寸暇を求め村内あちこちで草を刈っている。なお春野地方のような平場にも、前述荒倉山の御留山のほか、各村々にたとえば「吾川郡秋山村大谷御留山ヶ所」春野町役場蔵というような藩の御留山があって、林産資源の保護が図られていた。それなりに意義のあることであるが、別の立場からいえば肥草山はそれだけ少ない。また郷士がしばしば荒一散田として採草地を開発、領知としたことも、それだけ草刈りを困難にしたものである。

こうして米、麦の二毛作は堆肥への関心と努力を喚起したが、「吉良宅快日記」「吉良家文書」によれば万延元年（一八六〇）、

九月三日、晴、朝伝七父子横田へ土肥出し、昼より竹カハナ薬しのべ、夜分降り。

右の「土肥」である。また「門田益穂日記」「門田家文書」大正六年（一九一七）三月一日には、

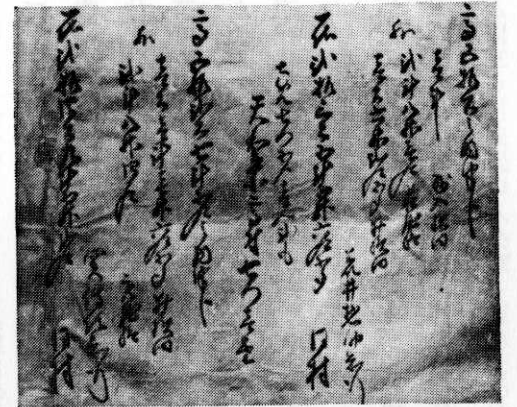
朝より堤上積土場に稲に投入すべき土肥を積む。土不足せるを以て大ヶサ原薄土を取り、都合十三馬積めり。

その他同日記には、土肥の記事がすこぶる多い。土肥は全国的にも知られており、「日本農業技術史」古島敏雄にも、「耕稼春秋」を引用してその実施状況に触れている。おそらく土佐にもかなり早くから行なわれていた堆肥の一種で、厩肥や青草、藁と交互に積んで肥土を作ったものである。ところがここで問題としたのは、弘岡井筋との直接の関係である。弘岡井筋では毎年早春に「正月四日、田役初め伝七出役」「吉良宅快日記」とあるように、八田の大井流を止め、用水を干して井底の浚えや側壁の修理をする。田役と呼び村をあげての大仕事であった。しかも門田益穂のような多くの勤勉な人びとは、よい川土を水の干ないうちから見付けておく。水が干れ

ば田役を待たずに自分の手で川辺の堤上にあげる。乾くと馬で自宅に近い積み場に運ぶ。骨の折れる忙しい仕事であるが、地力を養うためには、あえてこのような努力を惜しまない勤勉な人たちが、よく米と麦との二毛作を支えたものであったことに注意しよう。

ところで堆肥のなかで、れんげ草の占める地位はまことに大であったが、近世中期には、まだれんげ草は肥料として栽培されるにいたっていないようである。したがってこの点については後述とし、ここで米、麦二毛作を踏まえた農村の姿をもう一度見ることにしよう。

天和の平等免 弘岡用水開通が水田化を進め、米麦二毛作による生産力の増大となったことを前述見てきたが、これに関する具体的な数字はえられないであろうか。すでに一反（二〇a）に付き收穫高一石五斗、免にして七斗を推定したが、兼山時代以後二十年、天和元年（一六八一）藩は土佐全域の生産力とそれに課した免一年貢高の平均値を算出する。藩政の完成を示す一つの指標である。この平均値は天和の平等免と呼ばれ、土佐藩全体、あるいは本田、新田別、さらに蔵入地の総合、知行人分の平均値等なかなか細密なものであって、以後藩財政運営の基本的数値になるとともに、農民にとっては、この数値が年貢の限界を示すものと受け取られる。したがって免の引き上げに抵抗するための一つの抛り所となる。土佐藩の免は、土免定としてすでに寛永頃より定額化する傾向があったが、この天和の平等免は土佐藩定免制のいちおうの完成と見られ、以後生産力の発達によって増大した分は、すべてではないが、しばしば農民の手許に残されることになる。もっともそれが実際には農民の手許に残されず、地主制の発展を支え、地主のもとに加治子として収得されることは後述するところである。さて「山内家文書」高知県立図書館蔵には天和元年（一六八一）の「覚」がある。抄出すると



「平等免」(春野町役場所蔵文書)

部破失安永四年(一七七五)の「土免定」がある。弘岡下ノ村分のもので、いまこの史料から免の一覽表を左のごとく作ってみた。

知行人名	地	高	天和平等免	安永四年免
荒井惣助		二三石五五六五	七ツ〇一〇	七ツ五一五
浜田□左衛門		一五・八三七五	六・二六三	七・一〇〇
由比理太夫		二二・二二二〇	七・四九一	七・六二五
岡田又平		一一・三八七五	五・五八一	七・四六〇

安積収蔵	七・一九九	五・八六九	六・二〇〇
由比六良右衛門	七・六一八五	五・〇二七	六・六八二
日比庄右衛門	三二・四六三〇	六・五三三	六・六八二

これによれば、天和の段階では弘岡下ノ村の免は五―七ツであって、筆者の見通しよりは少し低い、こうした場合もありえて不思議ではないが、とにかく水田となって高免になっていることはわかる。畑地の免は上畑でも五ツ程度であって平均すれば三ツ内外であったから、前述推計は当らずといえども遠からずである。

農具の改良 ところで吾川郡鹿敷村(伊野町)の古記録に、「鹿敷村庄屋(所助家記)覚書」「南路志一五」がある。年代記で正確豊富な内容を持つものであるが、そのうちに農業技術の新しい伝来について簡明な記事がある。抄出すれば、

年号	紀元	記事
享保一〇年	一七二五	唐箕はじまる
同 一二〇	一七二七	鉄の稲こき(千齒扱)はじまる、
延享 元〃	一七四四	踏車はじまる

このうちもっとも大きな意味を持つものはいわゆる千齒扱ちきであって、稲の脱穀に威力を発揮し、多くの時間と労力を生み出し、この時点で、冬の副業あるいは多角的農業を可能にしたものである。この点について「治生録」「土佐国地方史料」には、

一、吉稲は鉄箸てつしにてこき申し候、但し先年はこきはしとて、女竹の長さ八九寸程の竹式木合せこき申し候、今は鉄箸故埒明

一、上免の村 江ノ口、布師田、大津、中嶋、赤岡、秋山、高岡、多ノ郷
 右の村々御国中の上田分の村にて御座候。上の年免八ツより九ツ成り計りにて御座候。
 一、中免の村、夜須、物部、篠原、仁ノ村、大内、下郷
 右の村々中田の村にて御座候、上の年免五ツより六ツ成り計ばかり、此の類の村数ヶ所御座候え共大体を書付け申し候。
 (以下略)

春野地方では秋山が上免に、仁ノが中免の村にはいる。他の村々もほとんどこの両者のいずれかに属したと思われるので、前述反当免七斗の推計が許されたものである。「春野町役場所蔵文書」に、一

き申し候。

とある。「治生録」は後述のように寛政二年（一七九〇）東諸木村庄屋市之進が著わしたもので、土佐藩農業技術史のすぐれた史料である。そのなかで鉄箸（かねばし）千齒扱が導入され、「埒明く」ことになったとあるのは、大いに能率が上がったというのである。東諸木村にかぎらず春野地方にも、この以前享保の末までに鉄箸が伝わり、大いに人びとに歓迎されたことであろう。

踏車は少しく遅い感じがしないでもないが、唐箕については同じく「治生録」に、

一、靱を摺り候唐臼の仕成、指渡し壹尺八寸にて能く御座候。右臼を廻し申す男三人、唐箕にてさび申す女壹人、米靱を取分け申す女貳人、一番とふしより二番、三番迄通し申し候。尤も簾の目に大小御座候、式拾四五年以来は万石どほしと申し候て、赤銅の網にて仕成し候もの、上方より下り此の頃手廻り能き者は大方相求め、とふし候所よく米穀分り申し候。

寛政二年（一七九〇）より二十五年前とは明和二年（一七六五）であるが、鉄箸―千齒扱について米の脱穀調製に、すぐれた能率のあがる万石どほし（お）が伝わる。「手廻り能き者」とは生計に余裕があつて、農業技術改善に金銭を使う余裕のある人であるが、おそらく牛、馬を求めたように、多くの人びとは努力して万石どおしも求めたことであろう。

こうして水田の村となり、農業生産は米麦中心に向上し、さらにこれを能率的にする農具の改良が行なわれたので、農村には元禄、享保と繁栄があり、農村の戸数、人口も増大したと考えられるので、次の数を見ることにしよう。前掲「土佐国七郡郷村帳控」によれば、寛保三年（一七四三）の春野地方の村々の戸数、人口は左の通りである。比較の便利のために「長宗我部地検帳」の屋敷数もあげた。なお元禄末の数字として「土佐州郡志」吾川郡と、「南路志國部」所収の享保七年（一七二二）の数字もあげた。後二者は不完全なものである。

春野地方戸数人口一覽

村名	「地検帳」屋敷数 (一五九〇頃)	「州郡志」家数 (一七〇〇頃)	「南路志」家数、人口 (一七二二頃)	「郷村帳控」家数、人口 (一七四三頃)
村名				
内谷	八三	/	八九 四〇八	九〇 三九一
東諸木	八七	二二三	二二六 一、〇二一	二三〇 一、〇二五
西諸木	三六	/	六六 二九六	六六 三二四
吉原	一四三	/	/	一五二 七七三
喜津賀	二〇六	一七一	/	二二三 八八六
秋山	一四五	一五〇余	一六八 七三一	一七六 七六四
甲殿	二七	五〇	五五 三〇八	七八 三七六
仁ノ	一〇六	一三〇余	一二八 六〇四	一六七 七〇一
西畑	九八	六〇余	八四 三三六	一〇〇 四四一
森山	一二八	/	/	二八五 一、三二二
弘岡上	二九九	二四七	/	三二五 一、三九五
同中	一九三	一九一	/	一九四 八八五
同下	一八九	一四一	/	二二六 九七六
集計	一、七四〇			二、三二六 一〇、二三九

この不完全な表から村々の戸数、人口の推移を分析することは、ほとんど絶望に近いが、東諸木、西諸木、甲殿、仁ノの諸村では、戸数の増大が顕著であることが、一応できるのである。これらの村々で新田開発

が進んだことが原因であろうが、そのほかに漁村の発達も考える必要がある。たとえば東諸木の戸原は「州郡志」では三十五戸、「地検帳」では二十五屋敷である。仁ノでも間は「地検帳」二屋敷が「州郡志」六戸となっている。もっとも海岸集落の本格的増加は後期のことと思われる。言い落したが、東諸木の亀割では新田が十一町(ha)も開拓されたので、「地検帳」の屋敷数三が「州郡志」では十五戸となっている。

ただ前表でまったく納得のいかないのは、用水の恩恵を、もっとも受けたはずの弘岡三カ村の戸数の増加の少ないことである。あるいは、近世初期の市屋敷の城下町移転による減少、さらには新川町六十戸の発展のための供給源になったのであろうか。その原因をここで明らかにできないのが残念であるが、事実をここに記して、なお後証を期したい。早急な結論を慎しむものである。

交通と鉱業

番所 地検帳には前述したように、中世の春野地方の道路を示す「道」あるいは「大道」があった。平野の中央をほぼ東西に貫通しながらも、これから別れる大道もあった。山内氏は入国直後浦戸城に拠ったので、当然この東西に通る大道が、土佐国の公路でもあったはずである。「土佐郵駅志」飯山雄四郎には、

以上

伝馬、人足拾五人、(幡多郡)畑の検査候者共遣し候間、村送に申付くべく候者也。但上下

七月十六日

長浜、木塚、蓮池、戸波、須崎、久礼、仁井田、久保川、伊与木、入野、中村

庄屋 中

「切手趣味」四九卷三号 吉田利一氏発表

一 豊 ㊦

一豊は慶長六一八年(一六〇一—三)まで浦戸に在城したので、この文書はその間のものである。「畑の検査」とは検地と考えられるので、大体慶長七年(一六〇二)のものである。伝馬、人足を藩の公用として村方が負担した「村送」制が、入国直後確定しているのを見れば、同書で「元親の駅通の制はそのままの形で受け継がれたようである」というのは正しいと思われる。また浦戸—長浜—木塚—蓮池と結ぶ公路の一部が、もちろん前記地検帳のいう大道である。

ところで城下町が高知に移転した後では、この吾南平野中央の公路は、西方連絡路としてはあまり迂回しすぎている。もとより仁淀川渡船場以西は旧時のままとして、東方に対角線状の捷路が求められはしないか、すなわち荒倉峠の開通である。荒倉峠の開通は、近世以後の土佐国および高知県陸上交通発展の一つの出発点であるが、遺憾ながら伝えられたものがない。ただすでに「弘岡村地検帳」中之村上之村に、

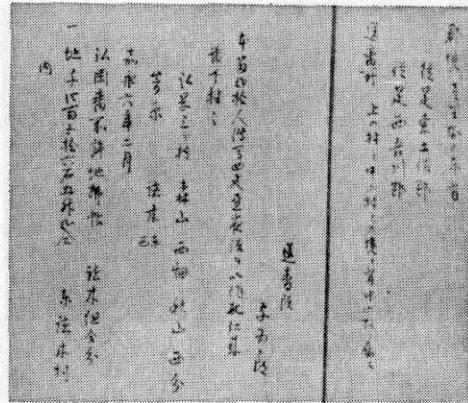
同所(ミタ谷)大道ヨリ下

一、三代式分 下畠荒

同(荒鞍川内)

荒鞍分 論田
谷伊豆分

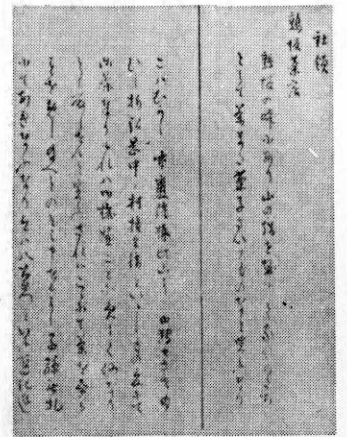
右の大道は、荒倉神社と投老寺との間にあるが、同地検帳にはまた「谷ヲ口へ出テ道ヨリ西ヨリ付」るともあって、かなり荒倉神社付近にはしっかりした道があるようである。あるいは、すでに荒倉峠越えの大道—公路が長宗我部時代できていたかもわからない。長宗我部氏は岡豊城、大高坂城と土佐一国の政治の中心を移していた。むしろ浦戸は短期である。荒倉峠越が本来の公路であって、後に吾南平野中央部に公路ができたと考えられなくもない。ただ浦戸は古代からの土佐国の門戸港であるので、それに連絡する公路としての古い歴史はあったはずである。したがってここでは、荒倉峠にもある程度の道が作られていたものとし、これを山内藩政が、土佐西半の公路としていわば昇格させたものとしよう。



「送番所」(弘岡志企)

さて右の番所であるが、これこそいわゆる村送制の中心となるものであって、弘岡番所は西は蓮池番所に、東は朝倉番所に連なり、藩の公用の文書の送達、藩役人の送迎に、いわゆる番下村々から責任を持って、人足や馬を作配する。送番頭という村々の老級の書算に通じた人が任命されて服務したが、その業務は幕末時局の切迫とともに繁忙をきわめ、昼夜をおかぬ至急便―笹送り―はこの街道にひしめき、しばしば農繁期と重なり、送番頭、庄屋、老を苦しめるとともに、とくに直接負担を強いられる村民を苦しめたものである。各番所には番下村といて、番所に夫役を提供する村が定められていた。この番下村々が多忙をきわめる送夫にふりまわされ、大いに苦情を持つようになるが、弘岡番所については「弘岡志企」に

送番所 上ノ村と中ノ村との境にあり、中ノ村に属す。送番頭 与五郎



「鶉坂茶店」(弘岡志企)

荒倉神社に向って右手の山裾には、往年の公路の登り口がある。神社の玉垣の向って右寄りから百メートルほど右―東に向ったところである。今は利用する者もなく、深い木立に覆われて静まっているが、相当に広い路面には、過去の歴史が染み、この道路に織り成された悲喜交々の人間模様が想像される。「弘岡志企」によれば、旧名も懐かしい鶉坂の荒倉峠には、

壹里塚 鶉坂峠の西に有り

西方に松を植えられたり、扱この一里塚に榎の木を植えられし所も多く、西筋にあり。

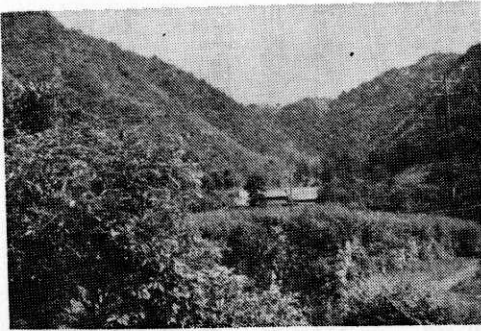
として、有名な一里塚が設けられ松の木が植えてあったという。同書には、この一里塚から高岡の一里塚まで二千五百二十九間(四・六町)、また朝倉の一里塚まで二千二百九十五間(四・一町)あったとあるが、大体一里塚の名の正しいことがわかる距離を保っている。いわゆる五十町一里は正式ではなかったようである。

さてこの荒倉峠の郡境から、仁淀川渡船場までの道―詳細は「弘岡中ノ村誌」の記事の道は、左のように区分され、担当の村が責任を負うて修理するように定められる。「弘岡志企」によれば

- | | |
|----------------------------|-------|
| 郡境―馬の骨石 二百四十四間(四四四町) | 西畑村 |
| 馬の骨石―東ナゴロ楠の木の本 百三十間(二三六町) | 弘岡上ノ村 |
| 東ナゴロ楠の木の本―福常谷 二百五十八間(四六九町) | 森山村 |
| 福常谷―蟻螂の谷 三百七十八間(六八七町) | 八田村 |
| トウロウ谷―鳥越坂の下 四百七十八間(八六九町) | 中島村 |

- | | |
|--------------------------|-------|
| 坂の下―横手まがり 百二十七間(二三一町) | 弘岡上ノ村 |
| 横手まがり―弘岡番所 三百六間(五五六町) | 弘岡中ノ村 |
| 番所―サイカシ外輪堤防五百九十六間(一〇八四町) | 弘岡上ノ村 |

このように、全長二千五百七十七間(四五七六町)の道路の修理は、これに近い村々に責任が負わされているが、かなり不公平のようである。いちおうは村高を基準としたと思われるが、その計算の基準はよくわからないが、これらはすべては村人の夫役によったので、後述のように、夫役に対する不満は藩政末期大いに激化するものがある。



白土峠遠望(芳原)

ここにも大道があり、中世以来の公路が通っている。それが受け継がれたものである。柏尾山と烏帽子山の間二百メートルの鞍部の白土峠には、今も前出「弘岡志企」に土佐の一里塚によく植えてあった榎（エノキ）の巨木がある。案内してくださった中山太郎翁は、子供の時と少しも大きさが変わらないと云われた。たぶん藩政時代に遡るものであろう。今は通る人もなく、道は萱やばらや灌木で人を寄せつけないが、榎には、時代の変遷―歴史の重みに堪える重厚さがある。なお別に西分越も開かれる。

さて前述のように、山内氏は城下町を高知に移したので、吾南平野中央を東西に通る公路は、いまや村人たちの日常の生産と交遊を中心としたものとなる。この道に大きな変化を与えたのは野中兼山による弘岡井筋、新川川の

本番式拾人、伝馬四足昼夜詰を以て配仕来る。
番下村々

弘岡三カ村、森山、西畑、秋山、西分、吉原、諸木（東、西）

これは幕末の記録であるが、人足二十人に馬四足が昼夜をとわず詰めて準備している。これに近い形が藩政初期から続いたものである。

ところで同書には、右の番下村々のうち諸木組合分として、地高掛りに人足を出すようになっていたことを伝えている。

村名	地高	免除地高	公役地高
東諸木村	一四五六石五二〇	一六七石七五九	一二八石二九三 <small>（マ）</small>
西諸木村	二六四・二九〇	一五・〇〇〇	二四九・二九〇
西分村	九八七・四七七	五三・六一八	九三三・八五九
吉原村	八七〇・四一八	五三一・九八九	三四八・四二九

このように公役地高に按分して村々が出夫するのであって、書算に通じた送番頭は藩からの連絡があると、ただちに計算して所要人員を村々庄屋に連絡し、庄屋はその責任において誰、それが夫役に出よと命令するわけである。いま弘岡中の番所跡に立てば、舗装された県道仁西線に激しい自動車の往来はあるが、一面の田圃には昔を回想する何ものもないが、百年あまり以前には、そこが重要な土佐藩の交通の中継地であった。もとより庶民には夫役の外にはあまり関係はなかったけれども。

ところで右の表で芳原村の公役地があまり少ないことに気がつく。これは同書に

五百石也

白土道に引く、

とある理由によるものである。吉原（芳）の大芝の奥から城下町にでる公路が白土峠越えである。藩政時代さかんに利用されたので、吉原村の人たちは、五百石の地高分の夫役をこの峠に課せられ、藩の公用の役人、文書の送達に勤めたこと、荒倉越と同様である。ただこの峠は西分、吉原、秋山、東西諸木、内谷等を連絡したので、小規模であったのは自然である。「喜津賀東分地検帳」によれば、

大芝。道ノ下 出參拾五代四歩
一、四拾代 内四十代中ヤシキ
残卅五代四歩下畠タ

同（東分）同村（吉原村）
川島治部給
左京進殿御分

開通である。弘岡井筋とその四大支線には堤が作られたが、それがまた重要な道路、堤防となる。とくに弘岡井筋の幹線と諸木井筋、甲殿井筋に沿う道は、村々を繋ぐ重要な道路であったが、そのうちでも東諸木、西諸木、秋山、森山を連ねる線は東は長浜（高知市）西は高岡（土佐市）と連なるものであって、もちろん雪隠寺、種間寺、清滝寺を結ぶ辺路道である。四国辺路についてはまた後述するが、近世大いに栄えたので、この道にはそれこそ信仰を求めた不幸な人びとを中心に人間模様が続けられたものである。筆者も少年時代、新川から仁淀川渡場までの川原の道を、辺路の姿が連なるのを見た記憶がある。川の対岸中島村は、長宗我部時代まで森山分であり、近世も吾川郡中島村であった。この渡守は重要な役割を持っていたので優遇されたものである。給田十五石（反）の物成米約七石を与えられたうえ、吾南、高東の村々から米十石余と銭九十匁を支給され、船頭六人が現在の仁淀川橋よりも上手の渡船場に出役する仕組であった「弘岡志企」。

なお新川川の水運は、山間や平野の物資を城下町に輸送したほか、春野地方の女子や子供の足弱の連中が城下町に出るには便利なものであった。往復二日を要するが、城下に宿泊する縁手のある者はこれを利用する。明治になっても利用されたのは「細川梶日記」高知市民図書館蔵にもでていいる。菜園場から船に乗って秋山村へ帰るのであった。一日がかりとしても、浦戸湾、新川川と悠々たる船路は、また現代にないのどかさという別の喜びを、人びとに与えたことであろう。

柏尾山踏鞴場 芳原の大芝の谷合いを行き詰ると本谷がある。西に柏尾山が、東に烏帽子山が聳える深い谷間であって、北には白土峠の一本榎も見える。ここに踏鞴場が設けられ鉄を製錬したのは、寛保元年（一七四一）のことであった。「土佐藩工業経済史」平尾道雄には、この経緯についてすぐれた研究がある。それによれば、同年三月馬場弥五六が勘定頭という藩の役職と、国産役を兼任して藩営事業としてここに踏鞴場を経営したので

あった。城下種崎町の商人和泉屋嘉右衛門もこれに協力したとあるのは、資金面等のことであつたらうか。勘定頭は切米二十石余の武士であつたから、そう大した身分ではないが、この時点で藩財政の窮乏と取り組み、国産の増産を狙つたものとして、先見の明のある政治家を必要としたので、馬場弥五六には適役であつた。

同書はその大体について、工人は石見（島根県）、但馬（兵庫県）から雇ひ、原料の砂鉄は幡多郡金力浜そのほか便宜の地から取りよせたのであつて、製品の質は劣悪なものではなく、大坂へ廻して入札すると、芸州広島鉄（中国山地産）と同率に評価されるほどであつた。しかしながら結局は翌寛保二年（一七四二）二月に廃止になつた。したがつてわずか一年たらずである。生産があがらず収支相償なわなかつたので、藩当局は中止と決定したものである。同書所収文書には

覚

一、銀。壹。貫。四。百。貳。拾。八。匁。六。分。五。厘。

内

壹。貫。三。百。四。拾。貳。匁。六。分。五。厘

但柏尾鉄山職人賃扶持、役人御補扶持、小者料米並に鉄山職人、薪取夫共右の如し。

八拾六匁四厘

但御国産方役所にて相勤め候本締役、小者料米並に役所下使御扶持給、紙筆代共右の通り。

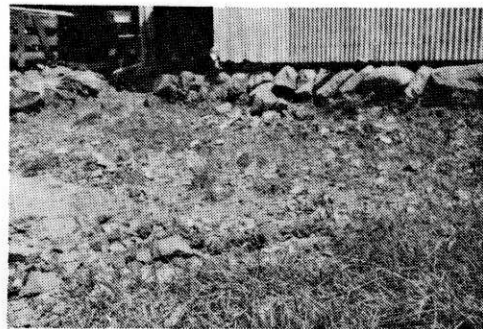
右は鉄山御用方一ヶ月分御入目銀大積右の通に御座候。以上

戊十二月七日

松岡喜一郎

さらに「付紙」として

一カ年縮拾七。貫。四。拾。三。匁。八。厘。



踏 鞴 場 跡 (芳原本谷)

としている。この金額は財政窮乏に四苦八苦していた藩としては少額ではなく、またこのほかに原料の砂鉄関係の入費もでないで、それを合計すればもっと多くなる。生産があがらないとすれば中止もまた止むをえないとも思われるが、弥五六はこの処置に対し、「柏尾山最初より入目の事については、下規に考ふる所あれども人わが志を知らず」「金山聞書」で嘆く。さらに柏尾山一山にて古の財産に代へんとするにはあらず、爰こゝにおいて国民等に其の業を習はしめ、諸方に移してこそ国産とはすべけれ。さる程に当春より見習ふ所は砂をとり炭をやくことは近き内に習得すべし。吹大工、鍛冶の業は暫く年を経べし、然れば柏尾山においても、その得失をこまかに考え難し。世の人今日初めて即ち今日の利用を責むるは小智短才か「金山聞書」。

と怒りの情を示している。下僚であつてみれば、結局藩首脳の命に従うよりはかはない。もう少し長い目で見てほしいという弥五六の希望は挫折したのである。

前述この計画に参加した城下種崎町の和泉屋嘉右衛門は、宝曆九年（一七五九）訴書を出したが、それによれば「土佐藩工業経済史」、

一、御国々の土地により鉄砂の性相違ひ申す由、然に御国初めての御儀に御座候へば、職人共其の味をとくと得相考へ申す、度々吹損じ申し候に付、何分其の手の功者の職人雇越し申し候様仰付けられ、石州、但馬より又々御雇越し申し候様仰付けられ候所に、但州より参り申し候職人段々吹方宜しく、二夜三日に五百貫目出来候時は御考に合ひ申す由に御座候所、六百四拾七貫以上右職人吹出し申し候。然所に檜尾山立木迄にて、炭、薪の木品御座なく候故、外近山御国産方より御願いなされ候えども、御山御座なき由に付、幡多郡の内なる川山と申す所へ御引越し仰付けさせられるに相極り申し候

事。

これによると、最初は技術が拙であつたために失敗したが、但馬（兵庫県）出身の工人を招いて相当成功し、将来の見通しもあつたようであるが、柏尾山に地の利がなく、ことに燃料が不足したことが致命傷となり、場所替の計画となる。もっともこの場所替については、同訴書に

一、右檜尾山大なる川山へ御引越に付、銀三拾貫目計御用の由、然に右の御銀御国産方役所にて相調い申さざる由にて、俄に御指止め仰付けられ候。

銀三十貫は六百兩―米六百石相当が入用である。二十万石の藩として少々腹が小さく、弥五六のいう「今日初めて即ち今日の利用を責むる」ものであつて、百年の大計とは到底云えないものである。弥五六の深謀遠慮もどうすることもできなかったはずである。もっとも土佐国の鉱産資源は、石灰と銅をのぞいてはほとんどいかに足りない。弥五六の深謀遠慮も実際には施して成功の望みが少なかったものでもあつた。あながちに藩政担当者のやり方を、近視眼的とは批評できないとも思われる。とにかく、柏尾山の踏鞴場はわずかに一年ほどで中止となり、藩はもちろん相当の損害を受けたものである。

今大芝の奥の本谷に行けば、中山正衛氏の住居があり、その庭には製鉄の際に生じる鉱滓こうさいが散らばっている。暗赤紫色玻璃質の小さい石塊がごろごろしている。大芝の古老中山太郎氏によれば、洪水の度にたくさん鉱滓は下流に流れ出したというのであつて、一年の短期とはいへ、ここに多くの人が集つて、踏鞴に汗を流したことがわかる。もちろん踏鞴の規模も集まつた工人の数も、そしてその生活の模様も歴史のあなたに消えてしまつていゝ。以上のことを知る方法はまったくたくない。ただ鉱滓のである中山氏の住居は谷川に接し、ここに巨大な石で堰ができてゐる。田圃に水を引くためとも思われないので、あるいはここで鉱業用の水を得たことであろうか。それ

にしても、この本谷では燃料用の薪炭が不足であり、それが鉱業失敗の大原因であると和泉屋は述べているが、現在では柏尾、烏帽子二山の間に山谷が発達し、当時相当の森林があったと思われるがどうであろうか。中国工業試験場の横川清志氏は、この程度の森林では不足であるという。また藩はそして弥五六は、なぜここ大芝の奥を選んだのであろうか。中山氏は船でまた鉱石を横浜（高知市）に陸上げし、馬で内谷をへてここに運んだと伝えられているといわれた。それは自然である。白土峠を越えると城下に近いこの地が、水もあるし森林もあるとして選ばれたのではなからうか。また溶剤の石灰岩もすぐ近くの治国谷（高知市）にあるからである。和泉屋は責任者として、あるいは、技術の点に問題のあったことを避けた訴書を書いたのではないかとも思われる。

前述したように、農業の点だけをとっても技術の改善進歩があったが、それらの進歩には、多くの場合鉄を要するものであった。鉄箸といいたく、鋏、鎌、あるいは犁等である。土佐藩としても鉄の自給が望まれるのは当然である。前述和泉屋嘉右衛門の訴書「土佐藩工業経済史」には、

一、御国は島国の儀に御座候へば、余国に勝れ過分に鉄他国より買下し申す御儀に御座候。若し御国鉄御仕成仰付けさせられ候えば、右鉄代銀他国へ出で申さず。其の上御登せ売仰付けさせられ候時は、他国より銀子入込み申し候時は、甚だ御国益の御儀と存し奉り候御事。

ともあるが、国益とは藩の利益であり、藩中心の殖産興業政策の一種の合言葉として、藩政後半期の財政経済政策を代表する。この時点でこの言葉が使われ、それが柏尾山の製鉄推進の基本的理念となっていたのであって、前記農業技術の発達からくる、鉄の需要ともよく一致するのであって、時代の動きを語るものである。以下農業生産の発達、耕作農民を豊かにするというよりは、むしろ、地主制への道を開くことになる悲しむべき問題に進むことにしよう。

地主制開始

豪農深瀬氏 ここでいう地主制とは、元禄―享保を境にして、農民に階層分化が起り、その結果として地主と小作人に分れることを指すのであって、中世の名主も長宗我部時代の一領具足も、また入国後の旧一領具足およびその上昇した郷士も、ともに地主であるが、それとは若干意味を異にする。太閤検地は、いわゆる不耕作地主の加治子取得を許さないという原則から、土地の耕作者を本百姓として格付けしたので、原則として近世初期には、いわゆる地主―加治子米取得者はなかったものである。したがって地主はいずれも手作を本則とし、家に抱える名子、下人等―前述土佐藩の家来の労働力を駆使したものである。もちろん家来にも一部小作させたが、その耕作権は主人が持つものであった。

こうして耕作者を本百姓とし、これに田地を甲乙なく組合せて圃地を編成、耕作させた土佐藩では、寛文十年（一六七〇）本田永代売買の禁止を令して、本百姓制を断固守る姿勢を示したが、それでも田地の質入―売却による地主制の開始を食い止めることはできなかったものである。封建社会では、最低生活のなかで明日の労働力を生み出すにぜひ必要なもの以外は、すべて年貢として貢納させることが原則であった。すなわち貢租が重課であったので、不作の場合たちまちにして困る者ができる。立前は不作の年は検見を受ける。藩は検見の結果によって年貢の減免をする。場合によっては毛捨といって年貢の免除もする規定にはなっていた。しかしながら前に引用した「山内家文書」天和元年（一六八一）の「覚」には、

一、地高六万二千石 定御蔵入
右の免

- 一、五ツ九分余 上の年
- 一、五ツ八分余 中の年
- 一、五ツ七分余 下の年

右は大抵の歳の免高下にて御座候、別して凶年におゐては分量極め難く御座候。

とあるように、上、中、下の歳の年貢の差は一反に付きわずかに一升づつである。別して凶年はそれこそ十年か二十年にやってくるので、一般に少々の不作は、すべて耕作農民の作徳米減収として処理される。明治の地主制は、この厳しい年貢徴収の継続であって、大正になって、はじめて小作料は適正化への動きを見せるようになる。それまでは減収分は小作人の負担となつたのであって、「明治十七年ヨリ地処内検見帳」「吉良家文書」に、明治十七年（一八八四）分として「是より前暴風ありて中稲即赤坊主、千本、早白坊主の如きものは、幾分か損害あり。然れども小作の収益を減ずるに止まり、また地主の収利に關せず」とあるように、少々の不作には検見減免はない。同記録によれば、明治十七年（一八八四）、同二十三年（一八九〇）、同三十二年（一八九九）、同三十四年（一九〇一）、大正七年（一九一八）、同九年（一九二〇）の検見がある。この頻度はかなり信用ができるのであって、平均七年に一回である。藩政時代もおそらくこれに近いものである。暴風洪水の多い土佐にとって、七年に一回の検見は厳しいものであるが、時代として多くの農民には耐え忍ばれたのであろうか。

とにかくこれからみて豊作はまず三年に一回以内である。したがって、少しでも油断をすればたちまち年貢未進―未納となる。幕末ではあるが、まず中位の村―百町（ha）、百戸―で恒常的な年貢未進者は五―一〇人である。最高限は年貢高五石ほどであったが、五石を超えると田畑屋敷を競売されて年貢に当てられる。そこまではないに、まず米を余分に持つ者から田地を抵当に借りる。これは貸す方からは貸米、借る方からは借米で

ある。そして抵当に入れた田地は質地であって、その契約には必ず年貢で田地を売却すると記されたので、質地のことを年貢売とも呼んだ。とにかく年貢未進が農民の土地を失なっていく原因の第一である。したがって、年貢第一と心懸けた藩ではこうした質地―年貢売を公認し、ただこれがもとで永代売となり、農民が完全に土地を失なうことだけは嚴重に警戒、禁止した。その限界は十九カ年であった。しかしながら十九カ年も長期にわたって土地を手放し、事実上小作人になつていたものが、再び我が手に土地を買い戻す機会のあるはずはない。多くは質流れとなつて永代売に転化し、地主と小作人との農民は分かれる。藩もこの事実を無視できなくなり、ついに享保十年（一七二五）の「追加条目」「山崎家文書」では、「畢竟田地は百姓に限らず諸奉公人、町人なども控居り申す事に候。右の通仰付られ候時は、往々田地売買窮屈に罷成るべきやと存じ」との意見によって、事実上の田地売買を認め、以後本田永代売も罷通るようになる。ここでも前述のように、藩が土地の売買を認めざるをえなかつた事が示されているのである。ところで、天和三年（一六八三）のいわば「郷中覚」「山内氏時代史考」の一項目に、

一、村々百姓の内手。前宜しく下人四、五人以上召つかい貸米も仕り、農働きも仕らざる類は庄屋並たるべし。但手前有徳にこれなく家子四、五人迄召使い自身農働き仕り候者は小百姓同前の事。

下人を四、五人使つて自作農を経営するが、自分は農業労働はしない。しかも年貢未進に苦しむ者には貸米をすす。もちろん年二割程度の利息米を収得する。使役する下人のなかには、「元利未払いで身売りになつた者もある。こうして富農が成長する。いつの世でもほとんど日本では米ほど価値の高いものはないといえる。かくて重い年貢のなかで、農民は一方では未進に苦しむもの、他方では貸米で田地を集積する有徳な者とに分れていく。

以上のような富農の代表としてまず深瀬氏をあげることにする。深瀬氏一族は藩政中期豪農として栄え、後期

は讓受郷士として活躍する後述。「郷士年譜」高知県立図書館蔵
深瀬希三郎によれば、

一、私始祖津野氏の末葉と申伝え候。

氏の神津野殿と唱え、先代より今に至迄、三月三日、五月五日、九月九日祭方仕来り申し候。

一、初代 藤左衛門 嫡男佐右衛門本家相統仕り候。

二男藤左衛門別家仕り候。

藤左衛門ヨリ以前の先祖書相伝り申さず付、巨細相知れ申さず候。慶長の頃より天保迄凡そ年数式百六拾余年、代々吾川郡弘岡村に住居農業仕り罷在り候。

一、二代 伝右衛門 嫡男市郎右衛門弘岡下ノ村へ別家農業仕り候。

二男伝兵衛新居村へ別家仕り候。

三男権兵衛本家相統仕り候。

元禄十丑年十月廿二日、御屋舖に於て御能拜見仰付けられ候。

但御用銀仰付けられ奇特に思召される御趣を以て、且其の筋如何の御褒賞にて御坐候や、御上より望の筋申出で候様仰付けられ候処、伝右衛門儀望の筋御坐なく候旨申上候様申伝え候。

同十六未年七月十八日 御褒美として御米三石五斗拜領仰付けられ候。

宝永元申年 御用銀百貫目仰付けられ候。

同六丑年八月十一日 御褒美として金子貳百疋拜領仰付けられ候。

一、三代 権兵衛 嫡男権兵衛、同姓忠右衛門二男養子に仕り本家相統仕り候、二代伝右衛門嫡男市郎右衛門孫。

度々御褒賞仰付けられ候趣伝承仕り候、旧記相伝り申さず候に付委細相知れ申さず候。

一、四代 深瀬権兵衛 嫡男伊太郎同姓久左衛門嫡男養子に仕り早世仕り候。二代伝右衛門嫡男市郎右衛門曾孫、

二男彦兵衛右久左衛門二男養子に仕り本家相統仕り候。

三男鍛冶介彦兵衛養子以後妾腹に出生仕り、讓受郷士願ひ奉り別家仕り候。

享保十九寅年春、御褒美として鳥目一貫文拜領仰付けられ候。

但去丑(享保一八)年御國中饑饉の節、難儀人へ米穀を以救い遣し候段、奇特に思召される御趣を以。

宝曆九卯年十一月四日 苗・帚・刀・御免仰付けられ候。

但南御会所に於て爾米御趣意引受け奉り奇特に思召される御趣を以。(以下略)

どういふわけか、深瀬氏本家は天保十二年(一八四二)まで郷士になっていないが、右に示したように、元禄期富農として大きな繁栄を見せている。先祖は津野氏由縁となっているが、「弘岡村地檢帳」中之村上之村に

同所(古市東ノ町)ノ南

一、式十五代 出十七代式分 中屋敷

同(古市) 主居

深瀬久左衛門 給

右の深瀬久左衛門の子孫ではなからうか。また同地檢帳には

同所(漆サキ)ノ南

一、三十代 出式十九代式分 中

同(西山ノ村) 主作

豊深瀬久左衛門尉 給

とあるので、深瀬氏は豊製造によって召抱えられていたようである。なお「森山分地檢帳」にも

同し(森清やしき)ノ道ヨリ北

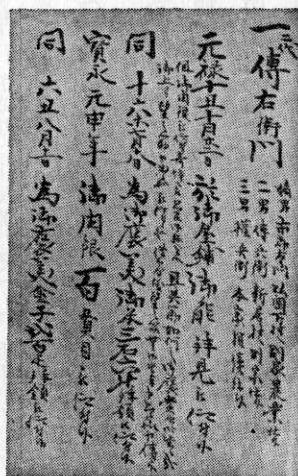
一、壹反 出七代五歩 中やしき

同(沖太良村)たのみ深瀬久兵衛給

同し(森山分) 主居

近世中期の春野
とあって、深瀬一族のようである。そのいずれかが深瀬氏として栄えることになったのであろうか。以後元禄にいたって巨富をつむ。とくに宝永元年(一七〇四)の「御用銀百貫目」とは莫大である。金にして二千両、米に

「郷士年譜」所収深瀬氏
(高知県立図書館蔵)



して二千石以上である。これをようやく財政難に苦しむ藩に融通する。御用銀は返却を前提としていたが、元禄一享保と財政窮乏した藩は、参勤交代の費用にもその調達に難渋することがあり、しばしば用銀によって切り抜けている。深瀬氏の動きは藩の動きと裏腹になっているようである。また深瀬氏は享保十八年（一七三三）の、いわゆる享保大飢饉に苦しむ人びとの救済用の米穀を提供しているが、この飢饉は前年の平野部における稲の害虫大発生によって起ったもので、土佐藩最大の飢饉となったが、こうした一般的には不幸な事態で、強いものはかえって土地を集積する機会を持ったものである。

一体深瀬氏はどうしてこのような富を蓄積したのであろうか。野中兼山は吾南に多くの水田を創出した。その大部は藩に年貢として収得された。しかもその残りの農民の作徳米から深瀬氏は生まれた。とすれば、一体そのどれだけが耕作農民の手許に残されたのであろうか、一種虚しい気持がしないでもない。残るは公害だけという、開発進行に今も生ずる問題をすでに暗示しているのではなからうか。

譲受（請）郷士島田氏 甲殿の古老土居染次氏は、次のような謎々なぞなぞを教えてくれた。

郷士とかけて何と解く

甲殿と解く

心は島田ばっかしじゃ

それほどに甲殿には島田氏が郷士として栄えた。五軒ほどあったという。ところが前述「吾川郡本田新田地帳」には、甲殿の郷士に島田氏は一軒もない。これは島田氏が表題の譲受郷士であったからである。前に述べた郷士岡林氏のような初期郷士ではなく、富農深瀬氏のように、元禄一享保の間に田地と富を蓄積し、郷士職と領知を譲受けたものである。いま島田氏について説明するまえに、譲受郷士の生まれる社会的条件について考えて

みよう。

入国後約百年の元禄から享保にかけては、静かななかに社会の大きな変化が起っていた。初期郷士あるいは庄屋層等、いわば有力農民の間に没落が開始され、彼らの村方での伝統的な地位が守られなくなっていた。大きくいってこれは商品経済の発達であるが、具体的にいえば、こうした有力農民層が従っていた隷属農民が自立一自由をえたのであって、巧妙に日雇い労働に切り替えたものをのぞけば、いわゆる地主手作経営が困難になったことである。すでに不当に悪い条件で名子、被官一家来を使役して、初期郷士の領知開拓のあったことについては述べたが、入国後百年、藩が機会を見付けては、これら隷属農民を自立させて藩の直支配下におくという、いわゆる小農民自立策を進めた結果である。かくて古い社会体制の強く残った土佐の山方でも、たとえば香美郡横山郷仙頭村（物部村）でも、被官一家来はつぎのように解放される。すなわち横山郷仙頭村名本左伝次は「奉訴」書を藩に提出して、次のように訴える。正徳四年（一七一四）のことであった。

一、小遣式人え、給田として御公儀様より仰付させられる小遣給田壹反四拾壹代式歩支配仕らせ、其の外売地五反四十六代
 二御公事自分控地所務の内相加え相動させ申し候。近年は被官共隙遣し召使い申す儀成らざるに付、百姓中の内請合いを
 以てやといに仕り相動め候御事「大忍庄の研究」。

正徳に近い年といえれば元禄末一宝永である。この時中世名主の伝統をつぐ旧家、専当小松氏の被官も解放されて自由になる。したがって労働力は雇いによって得なければならぬ。もはやこのうえもなく安い従順な労働力はえられない。初期郷士の経営、生活は根底から動揺せざるをえないことになる。そこには伝統の力によるのではなく、社会の変化に対応することのできる、勤勉で合理的な経営がのぞまれることになる。いわば商品経済に対応できる人であって、これが深瀬氏のごとくまた島田氏のごとく台頭する。

ところで、このような社会の変化についていくことができず没落する人にとっては、いかにも嫌な人情の薄い世になったと受け取られる。幡多郡下山郷奥屋内村(西土佐村)前庄屋次郎左衛門は、享保の末頃(一七三五頃)「次郎左衛門儀は代々の庄屋筋目、其の上在所にて出生数代の庄屋故、在所三カ二は類族の者共、名染めも固めも存ぜざる躰に地下人心得違ひ申すように見え申し候に付」と怒って庄屋を罷めたが、「此の節村中の者孝道日々薄く罷成り、還て孫子共参り候ても、親たる者の会釈悪敷などと申廻る族共これある由、か様に忠孝猥りに罷成り」「毛利家文書」と嘆いている。次郎左衛門の嘆きはあまりにも現代的である。被官の解放は歴史の前進であるが、古い道德制度の崩れる時、犠牲はさけられないものであろうか。

「郷士年譜」によれば讓受郷士島田氏の系譜は左の通りである。

先祖書指出

吉本佐次馬支配

先祖書差出

島田幸之進

一、先祖島田奎工左衛門土佐郡一宮村に住居、長宗我部元親公に仕え、盛親公御牢人以後浪人に罷成り、其の子長左衛門より吾川郡甲殿村へ引越し、其の子勤右衛門迄三代浪人に罷在り、其の子

一、第一島田次右衛門同姓島田源左衛門養育人に罷成り居り申し候中、寛延四未年千頭勝之丞郷士職分領知共讓受け召出され、年教十七カ年相勤め明和四亥年病死仕る(以下略)。

同じく島田英吾の先祖書には(抄出)、

一、第一島田源太右衛門(勤右衛門子)広田源七郎郷士職分領知共讓受け相勤め居り候節、吾川郡甲殿村湊堀明役相蒙り候処、其の後類焼に逢ひ焼失仕り、右召出され候年曆相分り申さず候。安永七戌年病死仕る(以下略)。

また同じく島田善左衛門先祖書には(抄出)、

一、第一島田藤十郎義(勤右衛門子)享保十八巳年三本平八職分并に領知共讓受け郷士に召出され、元文二巳年迄年数八カ年相勤め病死。但し藤十郎義島田勤右衛門四男にて御座候(以下略)。

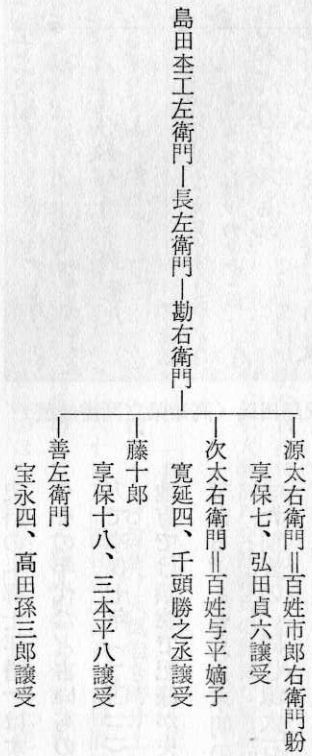
また同じく島田礼右衛門先祖書には(抄出)、

一、第一島田善左衛門(勤右衛門子)宝永四亥年高田孫三郎郷士職分領知共讓受け、年数四拾カ年相勤め延享三寅年病死仕り候(以下略)。

これによれば、島田氏の先祖は土佐郡一宮村(高知市)住の長宗我部遺臣一旧一領具足が、甲殿村へ移住発展したようであって、新田開発のさかんな甲殿村で成功したのであろうか。もちろん一時は農民になりきって、あるいは祖先の栄光も忘れられたのではなからうか。それは前出島田英吾の孫の同東六の出した先祖書には、第一島田源太右衛門の項に、

但し父は甲殿村百姓市郎右衛門の世傳にて御座候。

として、甲殿村百姓出身となる。同様に島田幸馬の先祖書には第一島田次太右衛門が、「甲殿村百姓与平嫡子にて御座候」となっている。したがってこれを表示すると、





「郷士年譜」所収島田氏 (高知県立図書館蔵)

史料の「郷士年譜」はすべて信用できるわけではない。ことに先祖やその年代など古いものにはかなり曖昧があると思う。たとえば一方で享保七年(一七三二)郷士に召し出された島田源太右衛門が、他方では類焼で記録が失なわれたので年暦はわからないというのである。もちろん不明の方が正しいと思う。したがってこの事はまた前表の、同じ源太右衛門と次太右衛門が一方では百姓の^{おん}扮であり、他方では旧一領具足の子孫となる。この場合も百姓の扮の方が正しいのではなかるうか。旧一領具足のかりに子孫であったとしても、もう祖先の栄光はそれほど問題ではない。農民として財力を蓄積し、その財力によって郷士の家格と領知を買得たことである。

譲受郷士とはそうしたものである。家格とは祖先の栄光ではなく、財力によって獲得するものであったといえよう。とにかく多少史料批判の余地はあるが、また島田氏が、いかにして財力を蓄積しえたかについても確たるものを見ることはできないが、宝永四年(一七〇七)から寛延四年(一分五一)と長期にわたって郷士島田一族が生まれている。その反面に郷士弘田貞六、同千頭勝之丞、同三本平八、同高田孫三郎はそれぞれ職分、領知を失なっている。端的に言って没落したのである。なかには地下浪人として、なお郷士に準ずる家格を維持したのもあったであろうが、多くは前述静かな世相のなかでの世の変遷の中で、薄れゆく人情を嘆きながら打者交代となったことであろう。栄枯盛衰である。なおこれら没落した郷士は前記「吾川郡本田新田地払帳」所収の春野地方の郷士のなかにほとんど発見されないようである。ただ西畑村に

三拾六石式斗四升六合

千頭小市郎領知

とあるのは注意される。「春野町役場所蔵文書」には、島田幸之進の領知が幕末の西畑村にあった。これは千頭小市郎の領知を「郷士年譜」の伝えるように、島田氏が譲受けた結果と思われる。しかしながらこれ以上の追及は、問題を枝葉の間に埋没させることになる。稿を改めて近世後期にうつることにしよう。

註1、井役人―井奉行は弘岡井筋に二人おかれている。この関係の史料のほとんどないことはまことに残念である。井役人は文書によれば相当権威を持っていたことがわかるが、これは利害の不一致が井筋の場所によって対立となるからであって、それを調整するには権威が必要である。しかしながらその権威が相談―納得を前提としたことに注意しよう。

註2、「道番庄屋根居長岡郡四」によれば、弘岡下ノ村庄屋嶋村徳之助は、左のように干魃の対策に苦しんでいる。去る申年(嘉永元)早魃にて八田井筋水懸り乏しく、井下村々人氣不穩の場合、昼夜立廻り帰服致す様廉々直々分水致し(下略)。

庄屋自身の奔走によって水争いを防いでいることがわかる。この程度で、激しい衝突のあったことは伝えられていない。

註3、井下九力村とは、弘岡上、中、下の三力村に、西分、東諸木、西諸木、森山、秋山、甲殿の各村を加えたもので、この九力村が、利水田地の高割に用水維持費―田役等を負担する。その代りに水利権はこの村々―田地を持つことになっていたものである。この慣行は明治以後にも伝えられ、盗み水として水利費を負担しない田地への灌漑を厳禁した。

註4「清良記―親民鑑月集」として、早大教授入交好脩氏の詳細な解説紹介がある。本書の記述はそれによったものである。

註5、「日本農業技術史」古島敏雄には、「耕稼春秋」を引用して「土肥とは二種有り。一色は用水通り又は古川など土くさりこえたる所、水をせき水をかへ田畠へ上げ置き、天気能き時分土かまく時、人馬にて植代前に田へくばる。又一色は馬屋へ入る。畠の新土を入れ、五六十日又は百日亦は百五十日程置て、此の土に馬の小便能くしみて土肥える時分、百姓かどへ出し積置き、めふり持籠等にて田畠へ持入る」と解説される。春野地方の場合もちろん前者である。同書によれば近世前期効敷、厩肥、人糞尿のほかに自給肥料としてこの土肥―泥土糞、作ごえーがあった。

〃6、天和—安永の間約九十年間に、免はこの表によれば、

最高	最低
一ツ六五五	〇・五〇五

引き上げとなっている。幕末までにはさらにこのうえに約二斗以上—二ツ余ほど引き上げられる。「明治五年壬申年耕地米盛引合記 西畑村」によれば、幕末に

六拾八石八斗三升四合也 田

免 九ツ九分式厘

三拾九石七斗四升八合也 田

免 九ツ四分五厘

とある。免引き上げの圧力がいかに強かったかがわかる。

〃7、鶴坂の地名はどこから生れたのであろうか。附近に焼畑でもあり、鶉が冬分飛来したのであろうか。「弘岡志企」には、ここにあった峠の茶店が、「山の端を掘りて家のかたちとして、茶また菓子、さいのものなど買ふなり」とし、その起源は二代藩主山内忠義の時に、忠義がここで狩をした時、茶を献じた弘岡中ノ村権兵衛に褒美として茶店を許可したという。ありそうな話である。

〃8、長岡郡久礼田村(南国市)前庄屋山中多之助は、慶応三年(一八六七)同郡穴内村(南国市)の送番頭を勤仕し、かなりの記録を残した「幕末維新の土佐の社会—庄屋多之助の記録」。それによると、北山通り江戸、上方に往来する藩の飛脚の往来は頻繁であって、番下村々は出夫に苦しみ、庄屋、送番頭はその繁忙に振り廻される状態である。弘岡番所についてはほとんど何も伝えられてはいないが、これと同様の状態であったものと思われる。

〃9、馬場弥五六については「高知県人名辞典」参照。弥五六の著作「金山聞書」「南路志卷三四」と大同小異の写本に「自己述」近藤光亀氏蔵がある。弥五六は鉱山開発のほかに、いくつかの開発計画を持ったが、とくに吉野川の支流穴内川を南斜面に落とす構想は雄大で、弥五六は木材の運搬を企図したようであるが、これが明治になって甫岐山発電となって実現する。弥五六の時代トンネルの掘鑿が次第に實際化したからであるが、弥五六は骨の髄まで鉱山家であったようである。

〃10、「幕末維新の土佐の社会—庄屋多之助の記録」によれば、長岡郡久礼田村(南国市)では、文政八年(一八二五)一石以上の年貢米未進者三人、一石以下は十三人で、未進米合計十二石七斗二升であった。これは未進の少ない年のようなのである。不作の年はもちろんこの程度ではないと思う。なお久礼田村の年貢高は約六百三十石であった。

〃11、享保飢饉については「板垣氏自家雑記」「南路志」に詳細である。これによれば城下町から、救小屋の建てられた長浜(高知市)に行く峠—宇津野峠—には、「行倒者其の数を知らず」という惨状であった。藩は前年事態を軽く見て、上方に年貢米を積み出す失策をした。惨状を一層激化させたものである。土佐藩全体で結局十五万石の減収となった「藩志内篇」というのであるから、「自家雑記」の記事は正しいものである。春野地方の人びとも大いに苦しんだものと思う。

〃12、「春野町役場所蔵文書」の

明治五壬申年

引合済

耕地米盛引合記

西畑村

に

一、地四石九斗八升

島田幸之進

領地出作式

とあるのは、郷士島田氏が西畑村で所有した領知から改め出された地高を示すものである。これはかつて干頭氏の所有した領知に連なると思われる。